

リハビリテーション心理職会 規約

第1章 名 称

第1条 本会は、リハビリテーション心理職会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、リハビリテーション領域における心理臨床に関わる専門知識・技術向上を図り、リハビリテーション心理職としての資質の向上に努め、わが国におけるリハビリテーションの発展に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の研修及び研鑽の場としての研修会の開催。
2. 会員の資質及び技術向上のための研修会の開催。
3. 会員相互の情報交換の場としての会報の発行。
4. 会員の日常活動支援のための調査研究の援助。
5. リハビリテーションに関わる各関連機関・団体との連絡及び協力。
6. その他、本会の目的を達成するための事業。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、正会員及び準会員で構成される。

第5条 正会員は、リハビリテーションに関わる領域において心理職に就いている者、ならびにリハビリテーション関連領域において専門職に就いており、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に積極的に参加できる者とする。

第6条 準会員は、本会の趣旨に賛同し、将来リハビリテーション領域において心理職に就くことを目指している者とする。

第7条 正会員は、本会の主催する事業活動に参加することができ、本会の発行する会報等を受け取ることができる。

第8条 準会員（学生、大学院生）、賛助会員（他職種）は、本会の主催する研究・研修会に参加することができ、本会の発行する会報等を受け取ることができる。

2. 準会員、賛助会員は、会の運営には参加できない。

第9条 正会員として入会を希望するものは、所定の申込用紙に必要事項を記入し、事務局長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

2. 準会員、賛助会員として入会を希望する者は、所定の申し込み用愛に必要事項を記入し、事務局長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

第10条 退会を希望する会員は、事務局にその旨申し出ることとする。

第5章 組 織

第11条 本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名

3. 事務局長 1名
4. 運営委員 8名
5. 会計監査 2名

第12条 運営委員は、正会員の選挙によって選出する。

第13条 会長、副会長及び事務局長は、運営委員の互選により選出する。

第14条 会計監査は、運営委員会が委嘱する。

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 運 営

第16条 会長は、本会を代表し、会の運営の責を負う。

第17条 副会長は、会長を補佐し会の運営の実務を担う。

第18条 事務局長は、会長の下に会務会計を執行する。

2. 事務局長は、事務遂行のために事務局を組織する。

第19条 運営委員は、運営委員会を構成し、会の事業活動について協議し実施する。

第20条 運営委員会は、会長がこれを召集する。

第21条 本会の運営経費は、会員の会費及び寄付金による。

第22条 会員は、細則により定められた入会金および会費を納入する。

第23条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第7章 総 会

第24条 本会は、総会を年1回開催する。

第25条 総会は、正会員により構成され、必要事項を審議する。

2. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決定される。

第26条 運営委員会は、総会の前年度の事業報告と次年度の予算計画を報告し承認を得る。

第27条 事務局長は、総会に前年度決算報告と次年度の予算計画を報告し承認を得る。

第8章 雑 則

第28条 本会の運営を明細化するため、別に細則を定めることができる。

2. 細則は、運営委員会において決定され、執行される。

第29条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成で改正できる。

付 則

1. 本規約は、平成20年4月1日より発行する。
平成22年4月1日、平成25年1月1日改正

細 則

第1条 本会正会員、準会員、賛助会員の入会金は2,000円とする。

第2条 本会は必要に応じて、顧問を置くことができる

第3条 役員は、当分の間無給とする。

第4条 年会費は3,000円とする

第5条 会費が2年間未納の場合は、退会扱いとする。